

# 日本と中国における要保護児童および 児童虐待の定義の比較検討に関する一考察

A Study on Comparison of Definitions of Children in Need of Protection and  
Child Abuse in Japan and China

鈴木 崇之\*・黄 倩\*  
SUZUKI Takayuki, HUANG Qian

## 要旨

本研究では、日本における要保護児童および児童虐待の定義と中国のそれらとの比較検討を行った。

日本では「要保護児童」を「保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」と定義している。また、児童相談所が受理する相談の種類は「養護相談」「保健相談」「障害相談」「非行相談」「育成相談」「その他相談」に分けられており、各種相談の中から児童の要保護性が判断される。一方、中国については、劉継同および斎少傑の先行研究から、「孤児」「貧困児童」「ひとりっ子」「崩壊した家庭の子ども」「留守児童」「浮浪児」「親が刑務所に入った子ども」「被害児童」「エイズ孤児」「病児児童」が位置づけられていることが分かった。

中国では、日本のようなカテゴリー化、体系化があまり見られず、定義の内容によっては他の区分にも重なりかねない区分となっている。ここから、日本と中国の要保護児童の定義については、この点に大きな差異があることが理解できた。

児童虐待の定義について、日本は「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」の4種類の定義を、2000年の「児童虐待の防止等に関する法律」において示した。一方、「中華人民共和国未成年者保護法」では、「未成年者に対する虐待は禁止されている」という規定のみがなされており、児童虐待の定義は明確に規定されていない。

宋と苑の『未成年保護法釈義』では、児童虐待に該当する行為である「殴打、緊縛、監禁、嫌味、暴言、侮辱、自由の制限、過重労働の強制などの積極的行為と、病気があれば治療を与えず、ご飯を食べさせず、暖かい服を着せないなど消極的な不作為」が挙げられていたが、あくまでも法学者による解釈にすぎない。

中国では国レベルでの「未成年者保護法」において、「未成年者に対する虐待が禁止されている」という規定だけがなされており、児童虐待の定義自体は明確に規定されていなかった。日本と中国の児童虐待の定義については、この点に大きな差異があることが分かった。

キーワード：要保護児童・児童虐待・日本・中国・国際比較研究

---

\*東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 Toyo Univ. Faculty of Human Life Design  
連絡先：〒115-8650 東京都北区赤羽台1-7-11

## 1 研究の目的と方法

### 1-1 本研究の目的

本研究では、日本における要保護児童および児童虐待の定義との比較検討を踏まえた上で、中国における要保護児童および児童虐待の定義に関する現状と課題を整理することを目的とした。

本研究は黄倩が執筆し、鈴木崇之が主指導を行った、東洋大学大学院ライフデザイン学研究科修士論文「中国における児童虐待対策に関する公的支援の現状と課題——日本における児童虐待対策の公的支援と比較して——」の第3章を元に、加筆修正したものである。

### 1-2 本研究に関連する先行研究

柳川敏彦他 (2016)<sup>1</sup>は、2013年度の報告書である「アジアにおける児童虐待への取り組みに関する研究体罰の防止に向けて」の中で、2007年1月に作成され、ISPCANで報告されたJiao Fuyongによる「中国本土における児童虐待とネグレクトの現状の分析と評価」という資料を翻訳し、紹介した。本資料でJiaoは、中国における児童保護制度の仕組み、中国の現状に即して児童虐待とネグレクトの定義及び西安市における児童虐待とネグレクトのデータの分析を行った。

Fang Zhaoら (2017)<sup>2</sup>は中国の児童保護制度の課題として、「子どもを保護するための具体的な規制の特定と策定」「子どもの保護事例を取り扱う際の手続き上の問題の簡素化」「強制的な報告システムの設置」「子どもの保護を担当する専門部署の設置」「虐待を受けた子どもに対する社会的養護の確立」「子どもの保護活動の実施における一貫性を確保するための適切なインフラの欠如」を指摘した。そのため、中国では「子どもの保護システムが整備されておらず、子どもの虐待やネグレクトが蔓延している」とFang Zhaoらは論じた。そのうえで、Fang Zhaoらは中国の児童保護について、「児童福祉と児童保護に関する立法を開始し、独立した権威ある児童保護機関を構築する」「子どもの虐待やネグレクトの報告に関する規定を設計する」「子どもの保護サービスを専門とする機関を設立し、子どもの虐待とその事例を評価するための手順を規定することにより、全国的な子どもの保護ネットワークを構築する」「社会的養護の充実」という4つの方面から、改善案を提言した。

趙莉 (2017)<sup>3</sup>は、シンポジウム報告「南京市未成年者保護条例の制定について——監護者が子の利益を侵害する事件を中心に」において、児童虐待の定義について、自らが立案に関わった「南京市未成年者保護条例」の20条に、子に対する(1)暴行、(2)暴言、(3)食事を提供しないこと、(4)長時間の放置、(5)物乞いをさせることという5つの禁止行為を規定したことを説明した。

Zimin Tan (2018)<sup>4</sup>は、児童虐待の定義について、「中国には児童虐待の公式的な定義がない、また、児童虐待は家庭内暴力の範疇に置かれており、未成年者保護法や婚姻法、刑法の中に、児童虐待の定義は明文化されていない」と述べた。また、児童虐待のデータについて、Tanは「2010年の中国における児童虐待に関する研究のシステマティックレビューの結果、68件の研究から、中国の子どもの約26.6%が身体的虐待を受けているとWHOは推定した」と論じた。また、中国における河南省の435人の子どもを対象とした先行研究の結果から、32.4%の子どもが虐待を受けていたとTanは論じた。しかし、「中国政府による子どもの身体的虐待率に関する公的なデータはない」とTanは述べた。そして、家族による身体的虐待から子どもを守るために、Tanは、児童虐待の定義を明確化すべきこと、子ども保護制度に対して実用的なインセンティブを付与すべきこと、国家による家庭への介入をより強化

すべきであること、専門的な児童保護機関を設置し各機関間の連携を強化すべきこと、という4つの提言を行った。

表1 本研究の主たる先行文献

先行研究	研究対象	提言
Jiao Fuyong (焦富勇) (2007)	中国における児童虐待およびネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央政府および省の法規制定の補完</li> <li>・万全な児童保護制度の整備</li> <li>・科学的かつ健全な対応方法の確立</li> <li>・児童のニーズに応じた複数の援助形態の提供</li> <li>・児童虐待に対する家庭の認知向上を図る広報活動の展開</li> <li>・虐待リスクが高い児童の保護強化</li> <li>・被虐待児の精神的治療に対する注意</li> <li>・家庭内リスクへの介入に果たす地域の役割</li> </ul>
Fang Zhaoら (2017)	中国における児童虐待およびネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童保護に関する立法の開始</li> <li>・独立児童保護機関の構築</li> <li>・報告制度の設置</li> <li>・子どもの保護ネットワークの構築</li> </ul>
趙莉 (2017)	南京市未成年者保護条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察以外の担当政府機関の必要性</li> </ul>
Zimin Tan (2018)	中国における身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の定義の明確化</li> <li>・インセンティブの付与</li> <li>・国家による家庭への介入の強化</li> <li>・児童保護機関の設置</li> <li>・各機関間の連携の強化</li> </ul>

### 1-3 研究意義

前述の先行文献研究から、中国における要保護児童および児童虐待の定義に関連する研究は僅かに存在しているものの国による定義が明確化されていないため、研究が十分に進んでいるとは言えない状況があることが分かった。また、定義の明確化がなされていないため、要保護児童や児童虐待のデータも不明確な状況にあることがわかった。さらに、他国の施策との比較研究も発展していないことが理解できた。

そのような現状において、日本は日本と中国における要保護児童および児童虐待の定義に焦点を当て、さらに中国と日本との比較を目的とする本研究の先駆的な意義は決して少なくないと考えられる。

### 1-4 研究の方法

研究の方法としては、先行文献等の資料の整理による文献研究法を主に用いた。特に法律に関する文献は日本と中国の公式サイトを中心に資料を入手し、整理した。特に、中国語の文献に関しては黄が日本語訳したものを、鈴木が精査した。

## 2 日本における要保護児童および児童虐待の定義

### 2-1 日本における要保護児童の定義と概況

日本では児童福祉法第6条の3第8項において「要保護児童」を「保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」と定義している。<sup>5</sup>

また、公的な子ども家庭支援のための専門機関として都道府県および政令指定都市等に児童相談所を設置することを義務づけており（児童福祉法第12条、他）、要保護児童を含めた子どもおよび家庭に対する支援体制を整備している。

しかし、1990年代後半以降の児童虐待問題の増加の中で、2005年からは高い専門性を要しない子ども家庭相談の対応については市町村が窓口となって行うこととされた。そのために、2005年以降の日本の公的な子ども家庭相談支援体制は市町村と都道府県および政令指定都市等の2段階の自治体レベルで対応がなされている。

日本における児童相談所の相談支援を統一性と高い水準で維持した状態で実施できるように策定されているガイドラインが『児童相談所運営指針』である。本指針は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知として地方自治体に対して技術的な助言として発出され、1990（平成2）年の発出以降、改訂を重ねて現在に至っている。

表2は『児童相談所運営指針』に掲載されている日本の児童相談所が受理する相談の種類を整理したものである。また、厚生労働省の2018（平成30）年度福祉行政報告例の概況における表「児童相談所における対応件数及び未対応件数、相談の種類×対応の種類別」を元にして、各相談種別で対応した人数も付記した。日本では本表に掲載されている「養護相談」「保健相談」「障害相談」「非行相談」「育成相談」「その他相談」の6種類の相談種別で、要保護相談に対応している。

以下、各種別の内容と概況を説明していく。

まず、養護相談には「児童虐待相談」と「その他の相談」がある。「児童虐待相談」は児童虐待防止法第2条の児童虐待の4分類に該当する相談であり、162,078件であった。「その他の相談」は児童虐待以外の養護相談であり、保護者等の家出、失踪、死亡、その他の事由によって子どもの養護が困難になった家庭のケースである。こちらに該当するケースは66,641件であった。

保健相談は、未熟児、虚弱児や、諸々の疾患のある子どもに関する相談ケースである。こちらに該当するケースは1,664件であった。

障害相談には、肢体不自由相談、視聴覚障害相談、言語発達障害等相談、重症心身障害相談、知的障害相談、発達障害相談がある。こちらに該当するケースは188,702件であった。

非行相談には、ぐ犯等相談と触法行為等相談がある。ぐ犯等相談は、家出、浮浪、乱暴等の虞犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動がある子どもに対する相談であり、触法行為等相談は、触法行為があったとして、警察署から法による、通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談である。非行相談のケースは13,333件であった。

育成相談には、性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談がある。育成相談に該当するケースは43,594件であった。

その他相談は、上記のいずれにも該当しない相談（いじめ相談、児童買春等被害相談等）である。こちらに該当するケースは28,864件であった。

図1 児童相談所における相談の種類別対応件数

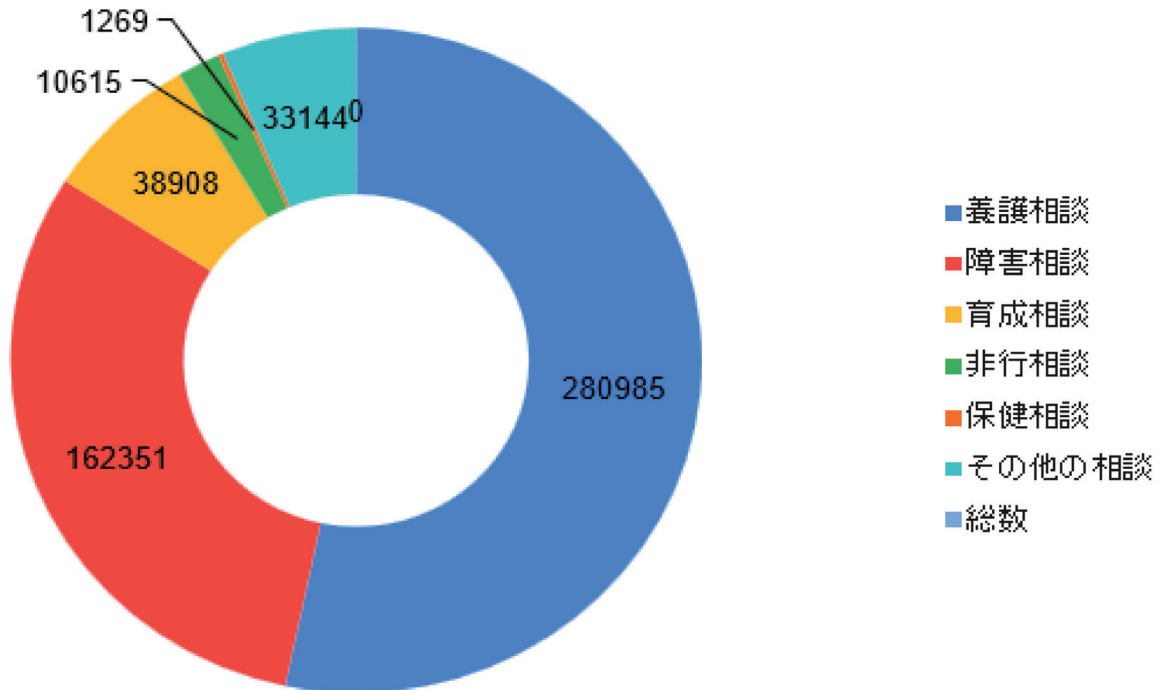


図1のデータは厚生労働省の2020年版「令和2（2020）年度福祉行政報告例の概況」からの抜粋であり、日本の児童相談所における相談の種類別対応件数を示している。

日本の児童相談所における相談種別のうち、最も多いものは「児童虐待相談」を含む「養護相談」であり、53.3%と全体の半分近くを占めていた。

また、次に続く相談種別は「障害相談」であり、30.8%であった。1歳半検診や3歳児検診にて「要精密検査」となったケースは、保健所と連携して児童相談所が精密検査と子どもと保護者の支援を行うことが多いため、「障害相談」は従来から児童相談所における相談種類別対応件数では高い構成割合を占めている。

以下、「育成相談」7.4%、「非行相談」2.0%、「保健相談」0.2%、「その他の相談」6.3%と続いている。

## 2-2 日本における児童虐待の定義と概況

日本においては1948年の児童福祉法施行以来、上述のように養護相談の一種として児童虐待問題への対応が行われてきた。しかし、全国における児童相談所の児童虐待相談対応件数の上昇に鑑み、2000年に児童虐待の防止等に関する法律が施行されることとなった。本法では、児童虐待の4種の定義が規定された他、自治体や児童福祉関係者の児童虐待早期発見や通告の義務などが規定された。

児童虐待の定義は児童虐待の防止等に関する法律第2条において以下のように定義されている。

表 2 日本の児童相談所が受理する相談の種類  
(2020年3月版の『児童相談所運営指針』185-186頁から抜粋)

相談の種類	相談の下位種類	定義	人数規模
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談	162078
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。	66641
	養護相談全体		228719
保健相談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談	1644
	保健相談全体		1644
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談	3247
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。	353
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる該当の種別として取り扱う。	9664
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。	3823
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。	156025
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。	15590
	障害相談全体		188702
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。	7951
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。	5382
	非行相談全体		13333
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。	22411
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。	5312
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。	8082
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。	7789
	育成相談全体		43594
その他相談		上記のいずれにも該当しない相談(いじめ相談、児童買春等被害相談、等)。	28864
受付総数			504856

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

まず、第2条第1号の「身体的虐待」は「殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる」等の身体的な虐待を指している。

第2条第2号の「性的虐待」は、「子どもへの性的行為や子どもに性的行為を見せる行為、性器を触るまたは触らせる、児童ポルノの被写体にする」等の行為が該当する。

第2条第3号の「ネグレクト」は、「子どもの身体面、医療面、教育面、情緒面で必要不可欠なものを与えないこと」である。その具体例として厚生労働省は、いくつかのケースを指摘している。具体的な例としては、家に閉じ込め病気になっても病院に連れて行かなかったり、乳幼児を家や車の中に放置したりといった、健康・安全への配慮を怠っているケースや食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢から生じるケースなどがある。

第2条第4号の「心理的虐待」は、「ひどい言葉、極端な無視、拒否的な態度などにより、子どもに心理的な傷を負わせ、自尊心を傷つけるような言動」等が該当する。さらに、「DVなどを子どもの目の前で見せ、苦痛を与えてしまう行為、兄弟が虐待を受ける様子を見たこと」も心理的虐待となる。

表3に示す通り、2021年度に児童相談所が対応した虐待相談の種類をしてみると、最も多いものは心理的虐待であり、124,722件で、60.1%と全体の半分以上を占めていた。心理的虐待は「親のDVを見てしまうこと」に加え、「兄弟が虐待を受ける様子を見たことも含まれる」などといったように、心理的虐待の具体的事例が増えたことで、心理的虐待は従来から高い構成割合を占めていると考えられる。

次に多い虐待相談の種類は身体的虐待であり、49,238件で、23.7%であった。また、ネグレクトは15.1%、そして性的虐待は1.1%と比較的低い割合となっている。ネグレクトは一時期3割程度を占めていたが、近年の心理的虐待の伸長のために2割程度となっている。

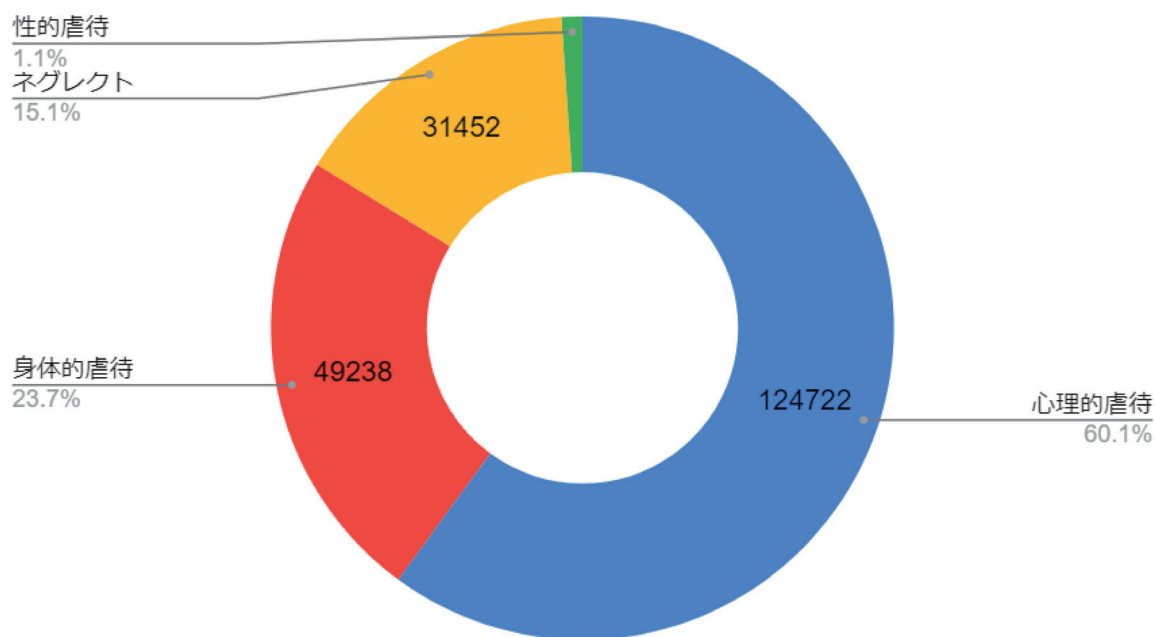
高岡・坂本他（2021）によると「性的虐待」および「保護者・監護者以外の者による性加害（ネグ

レクト)」として年次統計(福祉行政報告例)に計上されている相談対応件数の児童相談所でおよそ1.2倍、市区町村でおよそ1.8倍程度の件数になると推定されている。そのため、性的虐待と性的虐待に関するネグレクトについては捕捉されづらい種類の虐待として「件数が少ない」虐待として誤認しないように注意が必要である。

表 3 令和 3(2021)年度に児童相談所が対応した虐待相談の種類別件数

令和3年度 (速報値)	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
件数	49,238	31,452	2,247	124,722
種類別	23.7%	15.1%	1.1%	60.1%

図 2 令和 3(2021)年度に児童相談所が対応した虐待相談の種類別件数





### 3 中国における要保護児童および児童虐待の定義

#### 3-1 中国の先行研究における要保護児童の定義と概況

表4 中国における要保護児童とその定義および概況

児童類型	定義	対象範囲	人数規模	主な要因	保障施策	行政機関
孤児	定義明確	棄嬰、親の養育困難	総人口万分の4.44(約71万)	複雑	施設入所、里親制度	民政部
貧困児童	標準多様	貧困家庭	貧困人口1/3	自然経済	経済的支援	扶貧機関
誘拐児童	定義明確	離婚家庭など	不明	家庭の崩壊	なし	不明
留守児童	定義明確	農民家庭	約5800万人	人口移動	就学支援	教育部
浮浪児	大体明確	都市部における浮浪児童	15万人以上	家庭の崩壊	収容施設	民政部
障害児	定義明確	障害を持つ	2006年まで約380万人	遺伝、事故	施設入所、里親制度	民政部
被害児童	定義不明	事故、災害などの被害児童	不明	事故、災害	なし	不明
エイズ孤児	大体明確	孤児	不明	親のエイズ感染	なし	政府保護
病気児童	定義不明	難病を持つ児童	不明	遺伝などの病気	なし	衛生部

表4は、劉継同（2010）に掲載された表に、斎少傑（2016）がデータを補足したものである。

本表では留守児童の対象範囲は農村家庭であり、人数規模は最も大きく約5800万人であるとされる。留守児童になる原因は、親は都市部へ働きに行く等といった人口の移動である。留守児童に対する支援は教育部からの就学支援が主である。

人数規模で次に多いのが障害児であり、2006年時点において約380万人と推計されている。障害児になる主な原因は遺伝、事故とされている。障害児に対する支援部門は民政部で、保障政策は施設入所、里親制度とされている。

次に多いと推計されている要保護児童は、孤児である。棄嬰、親の養育困難による孤児が対象範囲とされている。また推計人数規模は約71万人である。孤児に対する支援部門は民政部で、保障政策は施設入所、里親制度とされている。

浮浪児は家庭崩壊を原因として発生するとされており、人数規模は15万人以上と推計されている。浮浪児に対する支援部門は民政部で、保障政策は収容施設とされている。

以上のデータから見てみると、中国の要保護児童のデータとしては不明確な面もあるが、また劉の研究データは2010年時点のものではあるが、日本と中国のおおよその状況を比較する上では有効と考える。

#### 3-2 中国における児童虐待の定義

中国における児童虐待に関する規定は、例えば「中華人民共和国未成年者保護法」、「中華人民共和国民法通則」、「中華人民共和国婚姻法」を始めとした様々な種類の法律において規定されている。こ

れらの中で、「中華人民共和国未成年者保護法」は未成年者の心身の健康や未成年者の権利を保護する非常に重要な法律であり、被虐待児への支援の際に主として参照される法律として位置付けられている。ここでは、「中華人民共和国未成年者保護法」の変遷と児童虐待に関連する条文について表4に基づいて概説する。

まず1992年に未成年者保護法が施行され、「父母その他の監護者」に対する禁止行為として「未成年者の虐待および遺棄」「女性の未成年者及び障害のある未成年者への差別」「幼児の溺死又は遺棄」が位置づけられた。児童虐待に該当する行為として「幼児の溺死又は遺棄」および「未成年者の遺棄」は明確に定義されていると言える。しかし、「未成年者の虐待」については、「虐待」の内容が曖昧なままとなっていた。

2007年の改正「中華人民共和国未成年者保護法」によって、第41条の規定が付加された。ここでは、「未成年者に対する誘拐・拉致・虐待」「未成年者に対する性的暴行（性侵害）」「未成年者に物乞いをさせる行為や、心身の健康を害する演技などの活動」が禁止された。

依然として「虐待」の内容は明確ではないが、「誘拐・拉致」「性的暴行（性侵害）」「物乞いをさせる行為や心身の健康を害する演技」が禁止対象行為として位置づけられた。また、これらの規定は第8条のように「父母その他の監護者」等の行為主体が明示されておらず、すべての国民が対象となっていると考えられる。

表 5 中華人民共和国未成年者保護法における児童虐待関連条文の変遷

年代	法律名	条文
1992年	未成年者保護法	第8条 父母その他の監護者は、法の定めるところにより、未成年者の後見及び養育の義務を行い、未成年者を虐待し、又は遺棄してはならず、女性の未成年者及び障害のある未成年者を差別してはならず、また、幼児の溺死又は遺棄を禁止しなければならない。
2007年	改正未成年者保護法	第41条 未成年者に対する誘拐・拉致・虐待、又は、未成年者に対する性侵害は禁止されている。 未成年者に強要、誘引、利用して物乞いをさせたり、心身の健康を害するような演技などの活動をさせることを禁ずる。
2013年	改正未成年者保護法	児童虐待関連条文については改正は無かった。
2021年	改正未成年者保護法	第54条 未成年者に対する拉致・誘拐・虐待・不法養子縁組、及び未成年者への性侵害と性的ハラスメントは禁止されている。 未成年者が反社会的組織に加入したり、違法・犯罪行為に関与することを強要、誘惑、教唆することは禁止されている。 未成年者に強要、誘引、利用して物乞いをさせことは禁止されている。

2013年の改正「中華人民共和国未成年者保護法」では児童虐待関連条文については改正が行われず、「中華人民共和国未成年者保護法」において児童虐待関連条文に変化があったのは2021年の改正においてであった。2021年改正法では、2007年改正法第41条から第54条に条番号が変わり、「未成年者に対する不法養子縁組」「未成年者に対する性的ハラスメント」「未成年者を反社会性組織に加入させたり、違法・犯罪行為に関与させる行為」が禁止された。本規定も行為主体が明示されていないため、すべての国民が対象となっていると考えられる。

2021年に施行された改正「中華人民共和国未成年者保護法」第54条について、宋英輝・苑寧寧(2020)は以下のように説明した。<sup>6</sup>

宋と苑は未成年者虐待を、「同居する未成年の家族に対し、殴打、監禁、緊縛、冷凍・飢餓、病気に対する治療拒否、過度の肉体労働の強要などの手段で、常に肉体的・精神的苦痛を与えること」とした。また、「肉体的・精神的苦痛を与える方法」としては、「殴打、緊縛、監禁、嫌味、暴言、侮辱、自由の制限、過重労働の強制などの積極的行為と、病気があれば治療を与えず、ご飯を食べさせず、暖かい服を着せないなどの消極的な不作為も含む」と例示した。

さらに、「性侵害」は「未成年者に対して実施されるレイプ、わいせつ、組織売春、強制売春、誘引、収容、売春、幼女売春の誘引などの行為を指す」とした。

以上を踏まえると、「殴打、緊縛、監禁」他は日本の身体的虐待に相当し、「嫌味、暴言、侮辱、自由の制限」他は日本の心理的虐待に相当し、「病気があれば治療を与えず、ご飯を食べさせず、暖かい服を着せない」ことは日本のネグレクトに相当し、「性侵害」は日本の性的虐待に相当すると考えられる。

しかしながら、ここで注意しなければならないのは、宋と苑による指摘はあくまでも専門家による「法解釈」であり、2021年改正後においても「中華人民共和国未成年者保護法」の条文上にある「虐待」の実態は曖昧なままにされているという点である。

2021年の法改正によって、WHOによる児童虐待4分類の「性的虐待」については明確に定義されたが、「中華人民共和国未成年者保護法」は「身体的虐待」について明確に規定していない。また「ネグレクト」と「心理的虐待」については、父母その他の監護者の後見および養育義務という観点でカバーされる部分と反社会的組織への加入および物乞いの禁止という部分でしか該当していないと考えられる。このことから、児童虐待行為のカテゴリーを追加する方法ではなく、WHOによる児童虐待4分類を法律上明示し、カテゴリーに即した専門的相談支援体制を整備することが、今後の「中華人民共和国未成年者保護法」および中国における児童相談実施体制に求められる点であると筆者らは考えている。

#### 4 日本と中国における要保護児童および児童虐待の定義の比較検討

本章は表6に基づいて説明を行う。表6のデータについては、日本に関しては厚生労働省が公表した2018年のデータに基づいて作表を行った。また、中国に関しては国がデータを公表していないため、劉繼同(2010)の推計データに基づいて作表を行った。

#### 4-1 日本と中国における要保護児童の定義の比較検討

まず、要保護児童について比較する。日本でいう「養護相談」には前述の通り「児童虐待相談」と保護者等の家出、失踪、死亡、その他の事由によって子どもの養護が困難になった家庭のケースである「その他の相談」がある。一方、中国において「養護相談」に該当するものは、「孤児」「貧困児童」「ひとりっ子」「崩壊した家庭の子ども」「留守児童」「浮浪児」「親が刑務所に入った子ども」「被害児童」である。これらの中に「被虐待児」に該当する子どもも含まれていると推察されるが、中国では「被虐待児」というカテゴリーの適用が進んでいないと考えられる。

次に、ケース数について比較する。日本における養護相談は対児童人口比で0.02である。法務省統計局が発表した2020年4月における15歳未満人口は1512万人であった。16歳から17歳の人口が除外されてしまうが、1512万人に0.02をかけると、約30万人となる。2020年4月時点における社会的養護を利用している子どもの数は約4万5千人であったため、約25.5万人の子ども達は要保護児童に該当する状態で在宅での生活を行っていることが推察される。アジア諸国の中では児童福祉体制が進んでいると認識されている日本であるが、在宅での要保護児童数と社会的養護を必要としている子どもの実数から日本の児童福祉体制が依然として不十分であることを示していると考えられる。

一方、中国における養護相談に該当する相談種別は、留守児童が対児童人口比で0.02、孤児が対児童人口比で0.0003、浮浪児が対児童人口比で0.00006以上、崩壊した家庭の子どもが対児童人口比で0.004、親が刑務所に入った子どもが対児童人口比で0.004、被害児童が対児童人口比で0.0004以上であった。これを総計すると、中国における養護相談カテゴリーに該当する相談種別の対児童人口比は0.025であり、日本と0.005の差異があることが理解できた。

同様に計算すると、2億5000万人×0.005=125万名となる。0.005という割合は僅かであるが、実数は非常に多い。さらに統計の不備からカウントされてない潜在要保護児童が存在する可能性を検討すると、中国における要保護児童相談体制の整備は急務の課題であることが理解できる。

以下、養護相談以外の相談種別については、カテゴリーと対児童人口比についてのみ概説する。

日本における保健相談は対児童人口比で0.0001であった。一方、中国における保健相談カテゴリーに該当する相談種別は、「エイズ孤児」が対児童人口比で0.0004であった。また、難病の子どものカテゴリーである「病気児童」は不明であった。

日本における保健相談の対象児童と中国の「病気児童」はほぼ近い内容と考えられるが、日本では「エイズ孤児」はほとんど社会問題となっていない。特に東南アジア諸国における「エイズ孤児」の問題と同様に、中国の「エイズ孤児」も早急な対応が必要な問題であると考えられる。

日本における障害相談は対児童人口比で0.01であった。一方、中国における障害相談カテゴリーに該当する相談種別は、障害児が対児童人口比で0.001であった。日本の障害相談は中国の10倍となっているが、この背景にはひとりっ子政策時代の嬰兒殺に見られる「障害児」の存在を許容しづらい文化や、そこから派生する障害児相談体制の不十分さなどが存在していると考えられる。障害児相談体制を充実化し、同時に障害児の存在を肯定するインクルーシブな社会的価値を創造することが、中国の嬰兒殺や障害児虐待を低減する施策になると考えられる。

さらに、日本における非行相談は対児童人口比で0.0008、育成相談の対児童人口比は0.002であった。その一方で、中国における非行相談、育成相談カテゴリーに該当する相談種別は存在していない。

図3で概観できるように、日本の非行問題は減少傾向を続けている。一方、中国の非行相談体制は再犯防止および更生を旨とする少年司法制度の不備が国連子どもの権利委員会において指摘されており<sup>7</sup>、未だ発展途上の段階である。中国の非行相談の法制度の整備は急務の課題である。また、児童虐待防止などの幼少期からの支援体制の構築は、将来の少年非行防止にもつながっていくと考えられる。

日本における育成相談は、しつけ、不登校、ひきこもり、家庭内暴力等に関する家庭からの相談のうち、児童相談所にて対応している専門性の高い相談であるが、要保護児童の発見につながる重要なカテゴリでもある。児童家庭相談体制の整備の中で、日本の育成相談に該当する相談カテゴリと実施体制が整備されていくことが、中国における児童家庭相談の裾野を広げていくことにつながると筆者らは考えている。

#### 4-2 日本と中国における児童虐待の定義の比較検討

世界における児童虐待の定義としては、WHOが2002年に発表した『World report on violence and health』に記載された、「身体的虐待 (Physical abuse)」「性的虐待 (Sexual abuse)」「心理的虐待 (Emotional abuse)」「ネグレクト (Neglect)」の4分類が基準となっている。

2000年に施行された日本の「児童虐待の防止等に関する法律」もこの4分類に準拠している。また2004年改正において、「心理的虐待」に「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)」(いわゆる「面前DV」)が加えられ、後に「心理的虐待」の件数が増大する契機となった。

一方、中国では、宋と苑の「未成年保護法解釈」において、児童虐待に該当する行為である「殴打、緊縛、監禁、嫌味、暴言、侮辱、自由の制限、過重労働の強制などの積極的行為と、病気があれば治療を与えず、ご飯を食べさせず、暖かい服を着せないなど消極的な不作為」が挙げられていた。しかし、法条文では、「未成年者に対する虐待は禁止されている」だけが規定されており、児童虐待の定義は明確に規定されていない状態である。

### 5 要保護児童および児童虐待の定義の比較検討から理解する日本と中国の施策の特徴と課題

#### 5-1 要保護児童および児童虐待の定義の比較検討から理解する日本の施策の特徴と課題

##### ①日本における要保護児童の定義

日本では「要保護児童」を「保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」と定義している。また、『児童相談所運営指針』において児童相談所が受理する相談の種類が「養護相談」「保健相談」「障害相談」「非行相談」「育成相談」「その他相談」に分けられており、各種相談の中から児童の要保護性が判断されるシステムが構築されている。

「児童虐待相談」は「養護相談」の下位分類として位置づけられているが、2019年の厚生労働省統計では「養護相談」が228,719件で全体の45.3%を占めており、高い割合を有している。

表 6 日本と中国における要保護児童の定義と該当児童数の概算

日本			中国	
相談種別	相談総数	対児童人口比	児童分類	対象範囲
養護相談 (児童虐待 相談を含む)	228719	0.02	孤児 (孤残児童)	捨て子、親の養育困難
			貧困児童	貧困家庭
			独生子女 (ひとりっ子)	都市と地方の一人っ子
			崩壊した家庭の子ども	離婚してひとり親家庭となった子ども
			留守児童	農民家庭
			浮浪児	都市部における浮浪児童
			親が刑務所に入った子ども	親が刑務所に入った子ども
被害児童	事故、災害などの被害児童			
保健相談	1644	0.0001	エイズ孤児	ひとり親家庭の子どもあるいは孤児
障害相談	188702	0.01	病気児童	難病を持つ児童
非行相談	13333	0.0008	障害児	障がいのある児童
育成相談	43594	0.002	該当カテゴリーなし	
その他相談	28864	0.002	該当カテゴリーなし	

註 1 日本の2020年時点の15歳未満人口は1512万人。

註 2 中国の2020年時点の15歳未満人口は2億5000万人。

註 3 日本のデータは「相談総数」であり、「該当児童数」ではない。

支援体制	管理主体	主要問題	人数規模	対児童人口比
施設入所・里親制度	民政部	支援の基準。	約71万	0.0003
経済的支援	扶貧機関		貧困人口の1/3	貧困人口の1/3
支援体制は存在するが、統一されていない。	一人っ子政策担当部署	様々な問題があるが潜在的であり、かつ隠蔽されている。	全ての一人っ子	全ての一人っ子
基本的にはない。	担当部署は不明確。	支援がされていない。	1100万人	0.004
就学支援	教育部		約5800万人	0.02
収容施設	民政部		17万人以上	0.00006以上
なし。もしくはNGO。	民政部	政府の責任	約100万人	0.0004
不十分な上に、分散している。	分散している。	依然として対応ができていない。	100万人以上	0.0004以上
新しく、かつ分散している。	民政部	政府保護	100万人以上	0.0004以上
なし	衛生部		不明	不明
施設入所・里親制度	民政部		2006年まで約380万人	0.001

## ②日本における児童虐待の定義

日本における児童虐待の定義はWHOが『World report on violence and health』(2002)に掲載した、「身体的虐待 (Physical abuse)」「性的虐待 (Sexual abuse)」「心理的虐待 (Emotional abuse)」「ネグレクト (Neglect)」の4分類に準拠した定義を、2000年の「児童虐待の防止等に関する法律」において示している。

2021年度のデータによると、最も多いものは心理的虐待であり60.1%であった。そして、身体的虐待が23.7%、ネグレクトが15.1%、性的虐待が1.1%となっている。

心理的虐待が半数以上を占める背景には親が子どもの前でDVを行う「面前DV」が背景にあり、子どものみならず家族への支援も求められている。

また、「性的虐待」は一見件数は少ないが、捕捉が難しい虐待種別であることもあり注意が必要である。

## ③要保護児童および児童虐待の定義の比較検討から理解する日本の施策の特徴と課題

日本の児童虐待対策の特徴のひとつは、公的相談機関である児童相談所が基本的に一元化されたシステムにおいて児童虐待相談に対応している点にある。また、家庭養護の比率の低さが国際的に問題視されているが、児童福祉の専門家によって支えられている施設養護を主とした社会的養護システムによって家族と共に暮らすことができない被虐待児への支援がなされており、他のアジア諸国に見られるようなストリートチルドレンなどがほとんど発生せず済むような対応がなされている点である。

一方、児童虐待相談件数が関係者の予想を遥かに上回る水準で上昇したため、政府の予算配分や人員配置が遅れた。2005年からは市町村を児童家庭相談の第一義的窓口として位置づけ、児童相談所を設置する都道府県および政令指定都市レベルとより地域住民に近い市町村レベルとの「2つの階層」における児童家庭相談体制が整備されたが、権限の差異や役割分担などの側面で混乱を招くこととなった。<sup>8</sup>

さらに、フィンランド等の周産期からの支援を実施する欧米諸国を参考にして地域子育て支援施策を整備しつつあるが抜本的な改善には至っておらず、2018年度と2019年度には前年度比20%前後の児童相談所児童虐待対応件数の増加が報告されている。

アジア諸国の中では先進的な児童虐待法制を整備している日本であるが、児童虐待問題の発生を低減させる抜本的な施策を依然として打つことができていないというのが日本の課題であると言える。

## 5-2 要保護児童および児童虐待の定義の比較検討から理解する中国の施策の特徴と課題

### ①中国における要保護児童の定義

要保護児童について、中国では、要保護児童に該当するカテゴリーは多様にあるものの、施策が統一されていない。また要支援家族や児童のデータの収集・分析や、必要な対象者に対する適切なサービス提供がなされているのかという点に関しては、劉氏の整理でも曖昧な点が多く、大きな問題があると考えられる。

また、中国の児童分類と日本の要保護児童を比較してみると、約5800万人と推計されている「留守児童」が大きな問題となっている点に大きな違いが見られた。



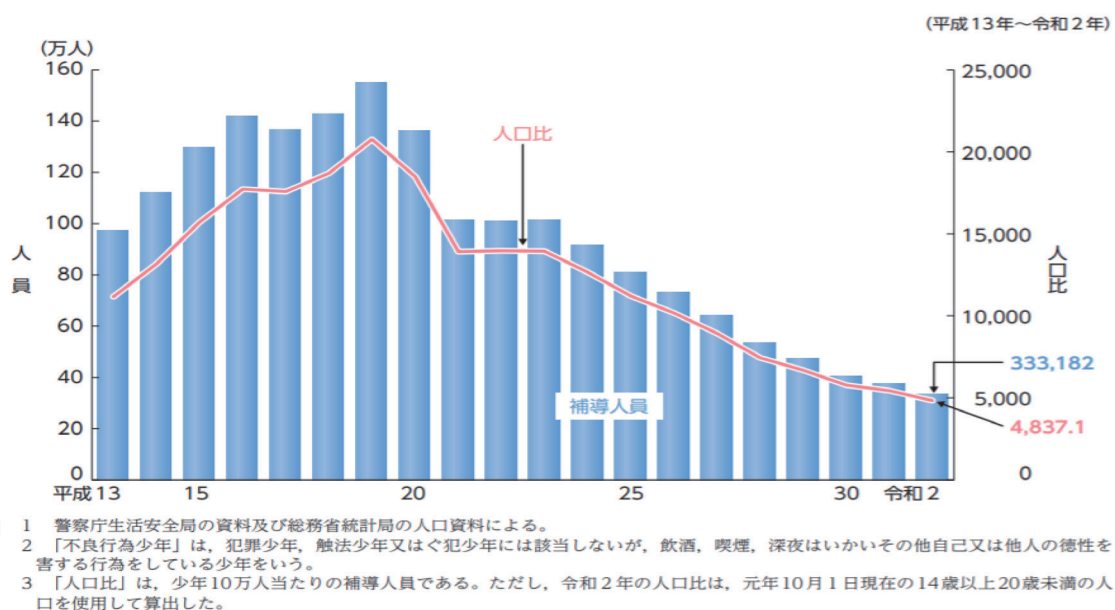


図3 不良行為少年補導人員・人口比の推移(『令和3年版 犯罪白書』より)

留守児童とは、両親双方の出稼ぎ労働者或いは一方の出稼ぎ労働者で、他方に後見人としての監護能力がなく、16歳未満の未成年者であると定義されている。留守児童の対象範囲は主に農村家庭となっており、マスコミ等では「農村留守児童」と表現されることも多い。

中国において留守児童が増加する主原因について、麗麗（2015）は、出稼ぎ労働者である農民工の増加を指摘した。<sup>9</sup> 多数の農民工が、農村を離れ、都市に出稼ぎに行き、農業以外の仕事に従事し、子どもは祖父・祖母宅や親戚宅に残されるのである。

留守児童は、成長発達の重要な時期に両親との価値観の共有や「しつけ」を含む様々な自立を促す支援を享受することができない。また、祖父母や親戚宅に預けられることが多いが、児童労働を強いられる、愛着障害の状態に陥る、WHOの4分類に該当するすべての虐待を受けるリスクが高い状態で生活することとなっている。

両親の保護と教育が欠損していることは、留守児童の全面的な健康成長に悪影響を与える。また、親が出稼ぎから戻った後も、自分の子どもと一緒に生活することが難しくなるケースが多数報告されている。

中国では、従来からの文化や2016年まで続いた「一人っ子政策」の影響で、祖父母が子どもの世話をすることが一般的である。特に、農村地域では、両親の出稼ぎのために、祖父母と一緒に生活する子どもたちは少なくない。そのために、中国人にとっての「農村留守児童」問題は、要保護児童問題や児童虐待問題として理解されていないことが多いと考えられる。

留守児童や、両親などと同居はしているが教育戸籍の問題から都市部で教育を受けていない流動児童などに対する個別の施策は存在しているが、未成年者保護の課題として「中華人民共和国未成年者保護法」にこれらの児童の種別も記載され、中国全体に行き届いた施策が実施されていくことが中国の要保護児童のひとつの、そして大きな課題であると考えられる。

## ②中国における児童虐待の定義

児童虐待の定義について見てみると、中国では児童虐待の定義は法律上明確化されているとは言えない。宋英輝・苑寧寧(2020)のように、中華人民共和国未成年者保護法上の「虐待」の内容を解説する専門書は出版されつつあるが、専門家による「解釈」の段階に止まっている。未成年者保護に携わる専門家が「児童虐待」の定義を共有できていないという問題点は、依然として残っている。

関係領域の専門家は国際的な児童虐待の定義を理解できるかもしれないが、被虐待児を発見し、通告する可能性のある一般市民も定義を理解できるように、児童虐待の定義を法律によって定めることが非常に重要であると考えられる。

さらに、日本の施策のすべてが参考になるわけではないが、少なくとも支援対象者を確実に捕捉し、必要な支援を提供するための施策を整理していく必要が中国にあると考えられる。

## ③要保護児童および児童虐待の定義の比較検討から理解する中国の施策の特徴と課題

前述の通り、要保護児童に関しては定義を明確化するとともに、施策を整理して、対応が必要な子ども達が対応されないということが無いようにしていく必要がある。

また、児童虐待に関しては、WHOが『World report on violence and health』(2002)に掲載した、「身体的虐待 (Physical abuse)」「性的虐待 (Sexual abuse)」「心理的虐待 (Emotional abuse)」「ネグレクト (Neglect)」の4分類に準拠した定義を採用し、「農村留守児童」「流動児童」など「児童虐待」のカテゴリーで認識されていない問題についても「児童虐待」として認識し、対応できる体制を整備することが必要である。

さらに、体制整備の根拠となるデータを収集した上で、国際的に見劣りしない体制を構築することが重要となると考えられる。

### 5-3 本研究の達成点と今後の課題

日本と中国の要保護児童および児童虐待の定義を比較し、また関連データを踏まえつつ、両国の児童福祉体制の課題を明確化した論文は、これまで存在していなかった。本研究は、基礎的な文献研究の段階ではあるものの、日本と中国の今後の児童福祉国際比較研究の土台のひとつになり得ると考えられる。

また、今回は定義に関する比較研究の段階に留まったが、具体的な児童虐待対応体制に関する日中両国の比較研究も不可欠であると筆者らは考えている。こちらに関しては、黄の修士論文「中国における児童虐待対策に関する公的支援の現状と課題——日本における児童虐待対策の公的支援と比較して——」においてもすでに触れているが、後日、加筆・修正を加えて公開予定である。

アジア独自の価値観を共有する日中両国は児童虐待法制の歴史や領土の広狭の差異を超え、相互に学び合い、より充実した児童虐待対策法制を構築する必要があると筆者らは考えている。この分野の研究のさらなる発展を期待したい。

<参考文献一覧>

- 趙莉 2017「南京市未成年者保護条例の制定について——監護者が子の利益を侵害する事件を中心に」京都産業大学法学部編『産大法学』No.51,Vol.2：164-176頁。
- Jiao Fuyong (焦富勇) 2007『児童虐待予防と処理』人民衛生出版社。
- 黄倩 2022「日本と中国における児童虐待対策に関する公的支援の現状と課題」(2021年度東洋大学大学院修士論文)
- 厚生労働省 2018「平成30年度福祉行政報告例の概況」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/18/index.html>) 閲覧日：2022年10月2日
- 劉継同 2010『国家責任と児童福利』中国社会科学出版社。
- 斎少傑 2016「中国における児童福祉と子育て支援に関する基礎研究——日本の現状を参考に——」([https://tfilib.repo.nii.ac.jp/?action=repository\\_action\\_common\\_download&item\\_id=574&item\\_no=1&attribute\\_id=20&file\\_no=2](https://tfilib.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=574&item_no=1&attribute_id=20&file_no=2)) 閲覧日：2022年10月2日
- 高岡昂太・坂本次郎郎 2021「潜在化していた性的虐待の把握および実態に関する調査」([https://staff.aist.go.jp/kota.takaoka/Ai%20for%20better%20society\\_files/pdf/2021project17-summary.pdf](https://staff.aist.go.jp/kota.takaoka/Ai%20for%20better%20society_files/pdf/2021project17-summary.pdf)) 閲覧日：2022年10月2日
- 柳川敏彦他 2016「アジアにおける児童虐待への取り組みに関する研究——体罰の防止に向けて——」([http://ns.crc-japan.net/contents/guidance/pdf\\_data/H25asia.pdf](http://ns.crc-japan.net/contents/guidance/pdf_data/H25asia.pdf)) 閲覧日：2022年10月2日
- Zimin Tan 2018「Establishing a Suitable Child Protection System in China: focusing on the social construction of child physical abuse and state intervention in Chinese child protection」(<https://unsworks.unsw.edu.au/bitstreams/79bb6273-29d9-4a45-b57f-51ac7e6a56c9/download>) 閲覧日：2022年10月2日

注

- 1 柳川敏彦他 2016「アジアにおける児童虐待への取り組みに関する研究——体罰の防止に向けて——」([http://ns.crc-japan.net/contents/guidance/pdf\\_data/H25asia.pdf](http://ns.crc-japan.net/contents/guidance/pdf_data/H25asia.pdf)) 閲覧日：2022年10月2日
- 2 Fang Zhao, Juha Erkki Antero Hämäläinen, Honglin L. Chen 2017「Child protection in China: Changing policies and reactions from the field of social work」『International Journal of Social Welfare』Vol.26-4：329-339頁。
- 3 趙莉 2017「南京市未成年者保護条例の制定について——監護者が子の利益を侵害する事件を中心に」京都産業大学法学部編『産大法学』No.51、Vol.2：164-176頁。
- 4 Zimin Tan 2018「Establishing a Suitable Child Protection System in China: focusing on the social construction of child physical abuse and state intervention in Chinese child protection」(ニューサウスウェールズ大学博士論文) (<https://unsworks.unsw.edu.au/bitstreams/79bb6273-29d9-4a45-b57f-51ac7e6a56c9/download>) 閲覧日：2022年10月2日
- 5 日本では「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」を示す「要支援児童」という定義が児童福祉法上、存在している。後述する中国のデータの中には「要保護児童」のみならず、日本で言う「要支援児童」に該当するものも含有されていると考えられるが、これらの分類を踏まえた比較は研究の今後の課題としたい。
- 6 英輝・苑寧寧 2020『中華人民共和国未成年者保護法 釈義』中国法制出版社。
- 7 国連子どもの権利委員会総括所見：中国（第3・4回）CRC/C/CHN/C0/3-4（2013年10月29日）  
閲覧日：2022年10月2日  
([https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%20FC%20FCHN%20FCO%20F3-4&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%20FC%20FCHN%20FCO%20F3-4&Lang=en))
- 8 鈴木崇之 2010「会津管内における市町村要保護児童対策地域協議会の現状と課題」会津大学短期大学部『研究年報』No.67:181-202頁、他。
- 9 麗麗 2015「中国における農村留守児童の暮らしの現状と支援の課題——子どもの権利の視点から——」東洋大学大学院編『大学院紀要』No.52：289-305頁。

## A Study on Comparison of Definitions of Children in Need of Protection and Child Abuse in Japan and China

SUZUKI Takayuki, HUANG Qian

### Abstract

This study summarizes the current situation and issues based on a comparative study of the definitions of children in need of protection and child abuse in Japan and those in China.

In Japan, a “child in need of protection” is defined as “a child without a parent or a child for whom it is deemed inappropriate to have a guardian take care of him/her. In addition, the types of consultation received by Child Guidance Centers are divided into “consultation for families with issues”, “health consultation”, “disability consultation”, “delinquency consultation”, “consultation of rearing”, and other consultation. In China, on the other hand, previous studies have shown that “orphans”, “poor children”, “single children”, “children from broken families”, “children away from home”, “vagrant children”, “children whose parents are in prison”, “damaged children”, “AIDS orphans”, and “sick children” are positioned as such.

In China, there is less categorization and systematization as in Japan, and depending on the content of the definition, the categories may overlap with other categories. From this, it was understood that there is a significant difference regarding the definition of children in need of protection in Japan and China.

Regarding the definition of child abuse, Japan has adopted a four-category definition: physical abuse, sexual abuse, psychological abuse, and neglect. On the other hand, China’s Law on the Protection of Minors does not clearly define child abuse.

It was found that there is a significant difference in the definition of child abuse between Japan and China.

**Keywords** : Children in need of protection, Child abuse, Japan, China, International comparative study